

# 鳥取県立県民文化会館の管理・利用に関する規程

(平成18年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県立県民文化会館（以下「県民文化会館」という。）の管理・利用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第2条 県民文化会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、館長は、利用者の利便を図るため特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができるものとする。

(休館日)

第3条 県民文化会館の休館日は次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日。（ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その直後の休日でない日。）

(2) 年末年始 12月29日から同月31日まで及び1月1日から同月3日までの日。

2 館長は、次の各号に該当する場合には、前項の規定にかかわらず臨時に休館し、又は休館日に開館することができるものとする。

(1) 臨時に休館することができるのは、次の場合とする。

ア 地震等の災害に関する警戒情報又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等が発せられた場合等において、県民の安全確保のために県民文化会館を休館する必要があると鳥取県から指示があったとき。

イ 台風、大雪などの気象警報の発令、公共交通機関の運行停止等により、特に休館する必要があると認められるとき。

ウ 施設及び設備等の保守点検及び施設の老朽化に伴う維持管理等を行うとき。

エ 館長が、特に休館の必要があると認めるとき。

(2) 臨時に開館することができるのは、次の場合とする。

ア 「大規模な事業」で、「任意に日を選べない」かつ「他施設で実施することができない」明白な理由があるものに県民文化会館を利用しようとするとき。

この場合「大規模」とは、次のいずれかに当たる場合をいう。

(ア) ホール（ギャラリー単独利用を除く）及びフリースペース並びに複数の会議室等を同時に利用するもの

(イ) 公益性のある全国又は地方ブロック単位の大会、研修会、学会等

イ 日程調整の結果、休館日に催事の準備、リハーサル、本番、片付けを行わなければならないとき。

ウ 館長が、特に開館の必要があると認めるとき。

3 館長は、臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を県民文化会館に掲示しなければならない。

(利用申込)

第4条 県民文化会館の施設を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、理事長が別に定める利用申込書を理事長に提出するものとする。なお、インターネットの「とっとり施設予約サービス」を使用して利用申込をする場合は、当該システムから申請することで利用申込書の提出に代えることができるものとする。

2 前項の利用申込書は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。

(1) 梨花ホール、小ホール

利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の1年前から7日前まで。

(2) リハーサル室、練習室、会議室、フリースペース、イベントホール（展示室）

利用日の1年前から前日まで。

(3) 楽屋、楽屋事務室の単独利用

利用日の6日前から前日まで。ただし、ホールの利用がない日で文化活動目的利用の場合に限る。

(4) ギャラリーの単独利用

利用日の4ヶ月前から前日まで。ただし、ホールの利用がない日及びホールが練習やリハーサルでの利用で利用者の了承を得られた場合に限る。

(5) 屋外スペース

利用日の6ヶ月前から当日まで。ただし、同項1号・2号に掲げる施設の利用に付随する場合は、その施設に準ずる。

3 前項第2号から第5号の規定にかかわらず、館長が利用申込書を受理できると認めるときは、利用当日に利用申込書を提出できるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、ホール（ギャラリー単独利用を除く）又はイベントホール（展示室）を練習及びリハーサルを除く文化芸術事業のために利用しようとする場合には、1団体又は1個人で1公演につき1件に限り、次の各号に定める期間に理事長が別に定める文化事業に係る抽選申込書を理事長に提出することができるものとする。

(1) 県内に拠点を置く文化芸術団体が行う文化芸術事業

利用日の1年2か月前の日の属する月の最初の開館日から3日の間

(2) 前号以外の団体等が行う文化芸術事業

利用日の1年1か月前の日の属する月の最初の開館日から3日の間

5 第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には前項各号に定める期間外であっても利用申込書を提出することができるものとする。

(1) 県及び公共機関等が主催する文化芸術に関する催事、その他広く一般を対象にした次の各号に掲げるもの。

ア 全国規模及び地方ブロック単位規模の広域的な催事。

イ 県及び公共機関等が主催する県内全域にわたる事業で、開催時期が固定されており、早期に会場確保が必要とされる催事。

ウ 県及び公共機関等が主催する県内全域にわたる事業で、複数施設を利用するため他館では会場確保が困難な催事。

(2) 文化芸術事業で山陰地区大会以上の催しを伴う鳥取県大会で利用するとき。

(3) 公益財団法人鳥取県文化振興財団が利用するとき。

(4) 公益財団法人とっとりコンベンションビューローの誘致による会議、集会、見本市等のため

に利用するとき。

(5) ホールで開催される実演芸術公演のうち、別に定める「公益財団法人鳥取県文化振興財団実演芸術公演利用優先受付に係る承認取扱要領」により承認された催事で利用するとき。

(6) 前条第2項第2号アに該当するとき。

(7) その他館長が特に必要と認める事業のために利用するとき。

6 同一の利用目的・申込者が連続して施設を利用できる期間は、ホール（ギャラリー単独利用を除く）を除き、6日間とする。ただし、館長が必要と認める場合はこの限りではない。

7 イベントホール（展示室）の利用期間は、1回の申込につき休館日を含む2週間を限度とする。ただし、館長が特に認めたものについては2週間を超えて利用することができる。

8 フリースペース、屋外スペースを利用する場合、周辺施設の了承が得られ、かつ館内施設の利用状況との調整を図れた場合に限り単独利用を許可する。ただし、営利目的での単独利用、特定の政治、宗教等の活動での利用は許可しない。なお、屋外スペースの利用可能場所については、別に定めるものとする。

(仮申込)

第5条 申込事項のうち「施設名」「利用目的（催事の内容）」及び「利用期間」を明らかにすることを条件に、次のとおり仮申込をすることができるものとする。ただし、インターネットの「とっとり施設予約サービス」により利用申込をする場合を除く。

(1) 梨花ホール、小ホール

利用日の1年前の翌日から利用日の7日前まで。

(2) リハーサル室、練習室、会議室、フリースペース、イベントホール（展示室）

利用日の1年前の翌日から前日まで。

(3) 楽屋、楽屋事務室の単独利用

利用日の6日前から前日まで。ただし、ホールの利用がない日で文化活動目的利用の場合に限る。

(4) ギャラリーの単独利用

利用日の4ヶ月前の翌日から前日まで。

(5) 屋外スペース

利用日の6ヶ月前の翌日から前日まで。ただし、同項第1号・2号に掲げる施設の利用に付随する場合はその施設に準ずる。

2 仮申込を行った者（以下「仮申込者」という。）は、仮申込日の翌日から起算して10日までに利用申込書を提出しなければならない。ただし、国又は地方公共団体等が予算編成中等のため申込書の提出が出来ない場合を除く。

3 前項に定める期間内に利用申込書の提出がないときは、仮申込者に通知して、仮申込を取り消すことができるものとする。

(利用申込等受付時間)

第6条 県民文化会館の利用申込及び仮申込を受け付ける時間は、臨時開館日を除く開館日の午前9時から午後6時までとする。ただし、インターネットの「とっとり施設予約サービス」により利用申込をする場合は、当該システムの保守点検に要する時間を除き、開館の有無に関わらず午前0時から午後12時までとする。

(申込等の方法)

第7条 第4条第1項に定める利用申込書は、申込者が直接県民文化会館に来館の上、提出しなければならない。ただし、第5条の規定による仮申込をした場合に限り、利用申込書を郵送、ファクシミリ又はEメールにより提出できるものとする。ただし、第4条第1項に規定するインターネットの「とっとり施設予約サービス」により利用申込をする場合を除く。

(利用申込書の受理)

第8条 利用申込書を受理したときは、受付年月日を付するものとする。

2 第4条第4項に基づき抽選申込書が提出された場合は、提出された月の第2水曜日（休館日に該当する場合は、その直後の休館日でない日、第4条第4項に基づく利用申込期限が第2水曜日以降の場合は館長が別に指定した日）に、県民文化会館事務室において抽選申込書に基づき次のとおり利用申込書を提出できる者を決定する。

(1) 利用希望が重複しない場合は、当該抽選申込書を提出した者が、利用申込書を提出できるものとする。

(2) 利用を希望する日、時間が複数の団体で重複した場合は抽選により決定する。この場合において抽選に参加できるのは、抽選申込みを行った団体、個人若しくは代理人に限るものとする。

(3) 抽選で外れた場合又は第4条第4項に該当する利用であって抽選会に参加しなかった場合は、抽選終了後から通常の受付開始日（1年前の日）までに利用申込を行うことができるものとする。ただし、第4条第4項第2号の抽選申込受付開始日から抽選終了までの期間を除く。

3 前項により利用申込書の提出を行うことが決定した者は、当該利用に密接に関連する利用内容であるものに限り、ホール、イベントホール（展示室）以外の施設について、第4条第2項に定める期間外であっても利用申込を行うことができる。

4 同一の施設について、利用日及び利用時間が重複する利用申込書が同時に2人以上の者から提出された場合には、抽選により受理する利用申込書を決定する。

(利用の許可)

第9条 理事長は、提出された利用申込書を審査し、次の各号に該当しないことを確認したときは、当該申込に係る利用を許可するものとする。ただし、第3項の規定により請求した利用料金が正当な理由なく納入期限内に支払われない場合は、当該許可は、許可の日に遡って無効となるものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 県民文化会館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、県民文化会館の管理上支障があるものとして鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第7条第2項第4号に定める場合に該当するとき。

2 前項に定める審査は、利用申込書を受理してから15日以内に行わなくてはならない。

3 理事長は第1項の確認をした後、速やかに利用申込のあった施設・設備の利用料金を算定し、その料金を理事長が別に定める利用料納入請求書により申込者に対して請求するものとする。

4 理事長は、利用許可をしたときは、その申込をした者に理事長が別に定める利用通知書により通

知するものとする。

- 5 第1項の規定による審査の結果、その利用を許可しない場合には、理事長が別に定める利用不許可通知書によりその旨を申込者に通知するものとする。
- 6 理事長は、県民文化会館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができるものとする。
- 7 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は第4項に定める通知書を保管するものとし、県民文化会館を利用するときに、これを県民文化会館職員に提示しなければならない。

(利用許可の変更)

第10条 利用者は、利用許可に関する次の事項を変更しようとするときは、理事長が別に定める利用変更申込書を利用日の7日前までに理事長に提出し許可を得なければならない。

(1) 利用日時(別表の1(11)で定める料金を適用する時間区分の変更を含む。)

(2) 利用施設(梨花ホールの客席利用範囲の変更を含む。)

(3) 入場料徴収の有無及びその金額

2 前項に定める利用変更申込書を提出できるのは、同一利用に限り1回のみとし、利用者及び利用目的の変更はできないものとする。

3 利用変更申込書は、次表のとおり受け付けるものとする。

項目	変更可能回数	変更可能期間	
		ホール(ギャラリー単独利用除く)	その他(楽屋、ギャラリー含む)
利用日	申込み1件につき 1回限り	利用日の7日前まで	利用日の7日前まで
利用施設		ただし、変更後の利用日は申込提出日の7日後以降とすること	
利用時間		利用開始時間の繰り上げは7日前まで 利用終了時間の繰り下げは制限なし	利用時間の短縮は利用日の前日まで、 利用時間の延長は制限なし
入場料金	制限なし	制限なし	

4 第1項に定める利用変更申込書が提出された場合には、理事長は、速やかに前条第1項に定める審査を行い、利用許可変更の可否を決定し、理事長が別に定める変更通知書により通知する。

5 変更の結果、再計算した利用料金に変更が生じる場合は、次のとおりとする。

(1) 利用料金に不足が生じるとき

ア 変更前の利用料が既納の場合、その差額を速やかに請求する。

イ 変更前の利用料が未納の場合、新たに変更後の利用料を請求する。

(2) 利用料金に余剰が生じるとき

ア 変更前の利用料が既納の場合、その差額の返還は行わない。

イ 変更前の利用料が未納の場合、変更前の利用料の減額は行わない。

ウ 変更前の利用料の支払い有無に関わらず、差額は施設及び設備利用料に充当できるものとする。

6 第1項及び第2項の規定に関わらず、次の各号については、利用変更申込書の提出によらず変更できることとする。

(1) 利用日当日における利用施設の追加(ただし、ホールの追加を除く。)

(2) 利用日当日における利用時間の延長(ただし、ホールの利用開始時間の繰り上げを除く。)

(3) 利用日当日における入場者から徴収する入場料等(ただし、入場料金等の値下げに伴う利用料

金の減額や充当は行わない。)

- (4) 利用日当日における梨花ホール客席利用範囲の追加
- (5) 催事内容に影響しない催事名の変更等の軽微な変更

(利用辞退)

- 第11条 利用者は、県民文化会館の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ理事長が別に定める利用辞退届出書を理事長に提出しなければならない。
- 2 利用辞退届出書が提出された場合であって、第9条第3項の規定により請求する施設の利用料金が支払われていない場合には、次条第1項第1号に定めるキャンセル料金を請求するものとする。
  - 3 第20条第3項の規定に基づき、施設の利用料金を後納で支払う利用者であっても、利用辞退された場合には、キャンセル料を請求するものとする。

(利用料金の還付)

- 第12条 利用者が納めた利用料金（以下「既納利用料」という。）は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。
- (1) 前条第1項の規定により利用辞退された場合であって、第9条3項の規定により請求した施設の利用料金が完納されている場合施設の利用料金から次表に定めるキャンセル料を差し引いた額。

施設	届出時期	キャンセル料
ホール（ギャラリー単独利用を除く）	利用日の3ヶ月前まで	利用料の30%
	利用日の3ヶ月前を経過後から1か月前まで	利用料の50%
	利用日の1ヶ月前を経過後から利用日まで	利用料の100%
その他の施設 (ギャラリー単独利用、楽屋を含む)	利用日の1ヶ月前まで	利用料の30%
	利用日の1ヶ月前を経過後から7日前まで	利用料の50%
	利用日の6日前以降	利用料の100%

備考 キャンセル料に10円未満の端数が生じる場合には切り捨てるものとする。

- (2) 第22条第1項の規定により利用を取り消した場合 既納利用料の全額。
  - (3) 屋外スペースについて、利用日当日の悪天候に伴う辞退については、1回に限り他日程、他施設に振り替えて利用できるものとする。なお、その際に利用料に差額が生じた場合、増額を支払った上で利用できるものとし、減額の返還は行わず当該差額を設備利用料に充当することができるものとする。
- 2 既納利用料の還付を受けようとする者は、理事長が別に定める利用料金還付申請書を理事長に提出しなければならない。

(行為の制限等)

- 第13条 県民文化会館においては、次の行為はしてはならない。
- (1) 県民文化会館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
  - (2) 喫煙可とする所定の場所以外において喫煙すること。
  - (3) 次に定める場所以外の場所において飲食をすること。
- 小ホール平土間、ホールホワイエ、楽屋、楽屋事務室、リハーサル室、第3練習室、第4練

習室、会議室、会議準備室、展示室、フリースペース、屋外スペース及び一定の条件を満たした梨花ホール・小ホール内

- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (5) みだりに引火または発火しやすい物品並びに入館者に危害を及ぼすおそれがあると認められる物品を持ち込むこと。
- (6) 県民文化会館の内部及び敷地内において、鳥取県公害防止条例（昭和 46 年鳥取県条例第 35 号）に規定する音量以上の騒音を発生すること。
- (7) 県民文化会館の内部及び敷地内における立入禁止の表示区域内に立ち入ること。
- (8) 県民文化会館の内部及び敷地内に特別の設備又は造作等を施し、又はその原状に変更を加えること。
- (9) 県民文化会館の施設及び設備利用の権利を譲渡し、又は転貸すること。
- (10) 県民文化会館の内部及び敷地内において、許可を受けずに寄付の勧誘をし、又は署名活動を行うこと。
- (11) 理事長の許可なく県民文化会館所有の備品を外部に持ち出すこと。
- (12) 物品の販売を行うこと。（県民文化会館の管理上支障がないものとして館長が認める場合を除く。）
- (13) その他館長が特に認めることができないと判断する行為を行うこと。

2 前項第 3 号の規定にかかわらず、梨花ホール及び小ホールを利用して行う大会、研修会又は会議等でその開催時間中、参加者にやむを得ず食事を提供する必要があると認められる場合、次の条件を付して認めることができるものとする。

- (1) ホール内へ水、お茶以外の飲み物（コーヒー及びジュース類）を持ち込まないこと。
- (2) 弁当などの空箱等のゴミは、利用者が責任をもって館外に搬出し、処理すること。

3 館長は、前 2 項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、県民文化会館への入館を拒み、又は県民文化会館からの退去を命ずることができる。

（寄付の勧誘の許可基準）

第 14 条 寄付の勧誘は、次の各号に定める条件を全て満たす場合に限り許可する。

- (1) 公正な社会貢献を目指すもので、特定の政治的な示威、宣伝活動、宗教上の宣教活動又は営利行為を伴わないこと。
- (2) 寄付物品の用途が明確であること。
- (3) 寄付を勧誘する期間が、短期間であること。

2 前項の許可に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 県民文化会館の業務を阻害しないこと。
- (2) 県民文化会館の職員及び来訪者等に対し、強要しないこと。
- (3) 館長の指示に従うこと。
- (4) 許可基準、許可条件に違反した場合又は館長の指示に従わない場合は、寄付の勧誘の中止等必要な措置を講ずること。

（措置命令）

第 15 条 館長は、県民文化会館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第16条 理事長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 条例若しくは条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の規定に基づく措置命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県民文化会館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(利用終了の届出)

第17条 利用者は、県民文化会館の利用を終了したときは、直ちにその旨を館長に届け出て、その点検を受けなければならない。

(施設設備の滅失等の届出)

第18条 利用者は、県民文化会館の施設・設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を館長に届け出るとともに、その指示を受けなければならない。

- 2 利用者がその責任において県民文化会館の施設・設備を滅失し、又は損傷したときは、利用者はこれを弁償し、原状に復するものとする。

(利用料金)

第19条 県民文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 県民文化会館の施設・設備の利用期間中に休館日を含む場合で、当該休館日に利用がなされない場合において、当該休館日の利用料金は徴収しないものとする。

(利用料金の支払い)

第20条 利用料金は、納入期限日までに支払うものとし、その期限は次に掲げるとおりとする。

- (1) ホール（ギャラリー単独利用を除く）を利用しようとするとき  
請求の日から30日が経過する日又は利用日の7日前にあたる日のいずれか早い日
- (2) その他の施設を利用しようとするとき  
請求の日から30日が経過する日又は利用日のいずれか早い日
- 2 利用料金は、現金及びクレジットカード又は理事長が指定する金融機関口座に振込で支払うものとし、振込手数料は利用者が負担するものとする。なお、インターネットの「とっとり施設予約システムサービス」により利用料金を支払うときは、当該システムが指定する電子収納サービスを利用して支払うことができるものとする。
- 3 国又は地方公共団体等が利用するときは、利用日以降30日以内を限度とし、利用料を後納することができる。
- 4 利用した設備に係る利用料金等は、利用終了時に精算若しくは利用後に精算金として請求するものとする。この場合の納入期限日は、請求日以降30日以内を限度とする。
- 5 県内の文化団体がホール又はイベントホール（展示室）を利用する場合、正規の利用料金にかえて次に定める申込金を支払うこともできるものとする。この場合において、申込金は請求の日から30日以内に支払うものとする。

ただし、利用日から30日以内での利用申込については、利用日当日までに利用料金の全額を支払うものとする。また、請求した利用料金が正当な理由なく納入期限内に支払われない場合は、当該許可は、許可の日を遡って無効となるものとする。なお、この場合、施設利用料から申込金を差し引いた残額については、利用日の利用開始までに支払うものとする。

施設利用料	申込金
10,000円未満	施設利用料の全額
10,000円以上300,000円未満	施設利用料の30%（千円未満切り捨てるものとする。）
300,000円以上	90,000円

#### （領収証書の発行）

第21条 利用料を受領したときは、理事長が別に定める領収証書を交付するものとする。

2 理事長が指定する金融機関の口座に振り込むことにより納付した者及びクレジットカード等により決済代行会社へ支払いした者には、金融機関等の発行する受取証書をもって領収証書に代えることができるものとする。

#### （災害時等）

第22条 次の各号に該当し、利用を取り消す場合には、第12条の規定により既納の利用料金を全額還付できるものとする。

（1）県民文化会館の管理運営上支障が生じたとき。

（2）天災又は不可抗力（法律命令、行政措置その他県民文化会館又は利用者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的現象）に伴い催事が中止されたとき。

2 前項に該当する場合であって、当該催事が開始された以降において中止したときは、既納利用料は還付しないものとする。なお、この場合の「当該催事の開始」とは当該催事の開幕、又は主催者の開会のあいさつの開始、若しくは演奏会等の開始をいう。

3 第1項の各号に該当し、これを理由に催事を延期するときは、第10条第2項の定めに関わらず、利用変更申込書を提出することができるものとする。

4 第1項の各号に該当し、利用を取り消す場合であって、利用料金が支払われていないときには、請求を行わないものとする。

#### （物品の販売）

第23条 物品の販売等（営利目的）に利用できる施設は、別表第1項第1号（6）～（10）に定める場所とする。ただし、催物に付随し、販売を行うことが主目的にならない場合には、次表に掲げる物品に限り、ホール（ホワイエを含む）及びその他施設において販売できることとする。

2 前項にいう「営利」とは、法人、団体、個人等が何らかの利益を得ることを目的として利用することをいう。ただしその場合であってもその内部のみを対象とする利用は非営利とする。

3 県民文化会館で販売できる物品は、社会通念上販売して支障がないと館長が認めたものに限るものとし、利用者は、物品の販売を行う場合には、理事長が別に定める物品販売届出書を館長に提出しなくてはならない。

4 国又は地方公共団体等の館長が特に認める団体が催物を行う際に、催物に関連した物品の販売を希望する場合は、協議の上、次表に掲げる物品以外の物品についても販売を認めることができる。

5 物品の販売を行う場合は、非常の場合における避難通路を十分確保しなければならない。

6 物品の販売を行う者は、主催者又は主催者が委託した業者に限るものとする。

(看板等の設置等)

第24条 看板(利用者がその催物の日時、内容等について通行人または入場者に対して周知することを目的として作成した板をいう。以下同じ。)は、県民文化会館の内部及び周辺的美観風致を維持するよう配慮し、かつ適正な寸法により作成したものに限り、会館各入口付近に設置できるものとする。

2 ポスターは、指定する場所以外に貼付してはならない。

3 チラシはホールへの入口に限り配布できるものとし、県民文化会館に設置するパンフレットスタンドに置くことができるチラシは、県民文化会館で開催される催物に係るもののほか館長が特に認めたものに限るものとする。

種類	品名
チケット	当該催物のチケット
書籍類	参考図書、絵本、出演者の執筆した書籍
印刷物類	ポスター、パンフレット、プログラム、楽譜、台本、写真集、カレンダー、ポストカード(はがき)、出演者等のキャラクターグッズ
CD類	CD、DVD、MD、カセットテープ、レコード、ビデオ
その他	参加者のための弁当、飲み物、土産物類及び催物に関連して販売される地域特産物等

4 看板の設置、ポスターの掲示及びチラシの配置が可能な期間は、それぞれ次に定めるとおりとし、当該催物の終了後は利用者がその責任において速やかに撤去するものとする。ただし、ポスター及びチラシについては県民文化会館において適宜撤去できるものとする。

・看板 利用日初日の午前9時から当該催物が終了するまで

・ポスター及びチラシ 利用日初日の3ヶ月前から当該催物が終了するまで

5 館長は、催物に関係のない商業宣伝広告や、県民文化会館における掲示が不相当と認められる看板、ポスター及びチラシについては、その設置・掲示又は配布を拒否することができる。

(会場内の警備等)

第25条 梨花ホール、小ホールなどの多数の入場者を収容する施設を利用するときは、入退場の際の案内及び整理並びに場内整理、駐車場整理などを利用者の責任において行うとともに、不時の災害等に備え、入場者の生命・身体の安全の確保を図るため、理事長が別に定める警備に関する届出書を利用許可が通知された後速やかに提出するものとする。

2 入場者のうち心身に障害のある者に対しては、入退場の際の案内、整理及び不時の災害等の場合の対応について、利用者がその責任において十分な配慮を行わなければならない。

3 利用施設において美術品及び貴金属等の貴重品を展示する場合は、利用者がその責任において管理するものとし、県民文化会館は責任を負わないものとする。

(未成年者の利用)

第26条 利用許可を受けようとするもの(団体にあつてはその代表者)は、原則、18歳以上(ただし、高校生を除く)とする。これに満たない場合は、申込者及び会場責任者をその保護者(親権を行うもの、未成年後見人その他の者で、当該未成年者を現に監護するものをいう。)とし、その利用の開始から終了まで、当該利用施設で立ち会うものとする。ただし、館長が特に認める場合は、この限りではない。

(利用料金の減免)

第27条 次の各号に該当すると認められる場合であって、申込者から減免の申請があった場合には施設の利用料金を各号に定めるところにより減免する。ただし減免は重複して適用されないものとする。

- (1) 文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホール（ギャラリー単独利用を除く）を利用する場合ホール又は展示室の施設利用料を2分の1に減額する。なお、本番でホール又はイベントホール（展示室）を利用する文化芸術団体がホール又は展示室を専ら公演活動等の練習又は準備のために利用するときは、別表の1(11)に定める額の2分の1（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）に減額するものとし、この場合において、減免の対象となる練習は、公演日から1ヶ月前までの期間に行う練習1回に限ることとする。ただし、延長利用（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時まで）及び時間外利用（午後9時30分から午前0時まで及び午前0時から午前9時まで）に伴う利用料金は、減免の対象外とする。

文化芸術団体	ア 鳥取県文化団体連合会加盟団体又は各加盟団体の構成団体 イ 鳥取県内で文化芸術活動歴があり、又は今後継続的な活動が見込まれる鳥取県内に本拠を置く団体 ウ 文化芸術公演を行うため、行政及び文化芸術活動者で組織された鳥取県内の実行委員会 エ 定例的に文化芸術の鑑賞事業を行う、鳥取県内に本拠を置く団体
文化芸術活動	ア 営利を目的としないこと。（非営利であっても過大な収益のあるものは不可とする。） イ 演奏会、公演、鑑賞会等名称、形態を問わないが、文化芸術の振興を目的として、地域住民に対して幅広く参加、鑑賞の機会を提供するものであること。 ウ 演奏会、公演、鑑賞会の直前（本番日に連続した日）に行う練習・リハーサル、準備も対象とする。

- (2) 文化活動にリハーサル室、練習室を利用する場合

利用者がリハーサル室又は練習室を文化活動に利用する場合であって、利用申込を利用予定日の1ヶ月前を経過した後に申込みする場合（仮申込みを含む）の施設利用料を次のとおりとする。

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで
リハーサル室	2,460円	4,920円	5,390円	12,330円
第1練習室	280円	570円	620円	1,440円
第2練習室	350円	700円	770円	1,760円
第3練習室	560円	1,130円	1,230円	2,820円
第4練習室	760円	1,530円	1,680円	3,840円

- (3) 障がい者、要介護者、難病患者が利用する場合（営利目的の利用の場合を除く。）

身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者、その他次のアからウに掲げる基準に該当する心身に障がいを有する者、又は介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下、「障がい者等」という。）の社会参加を促進する目的で利用するとき、かつその利用が営利目的の利用でない場合は、次のとおり減免する。

ただし、延長利用（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時まで）及び時間外利用（午

後9時30分から午前0時まで及び午前0時から午前9時まで)に伴う施設利用料金については、減免しない。

ア 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者(児)として判定し、証明書を交付した者

イ 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第48条第3号に定める自閉性を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者

ウ 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」(昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達)の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者(知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する者)

利用者が特定されている場合	障がい者等及びその介護者が利用者の2分の1以上のとき	施設利用料の全額免除
	障がい者等及びその介護者等が利用者の2分の1未満のとき	施設利用料の半額免除(10円未満の端数は切り上げるものとする。)また、ホール又はイベントホール(展示室)を専ら公演活動等の練習又は準備のために利用するときは、第1号と同様の取り扱いとする。
利用者が特定されていない場合		障がい者等の社会参加の促進に資することが利用目的である場合は全額免除

(4) 県内の学校等対象団体に属する幼児、児童、生徒又は学生(以下、「学生等」という。)が行う文化芸術に関する行事に利用する場合、県内の学校等次に定める対象団体に属する学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事のうち、次に定める対象行事の要件を全て満たす事業に利用する場合には、本番の日以外に行う準備・リハーサル等(原則として本番前日から1か月前までの期間に行うもので、1日に限る。)のために利用する施設及び設備に係る利用料の全額を免除する。ただし、延長利用(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時まで)及び時間外利用(午後9時30分から午前0時まで及び午前0時から午前9時まで)に伴う施設利用料金については、減免しない。

対象団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、大学、高等専門学校、幼稚園</li> <li>② 専修学校</li> <li>③ 指定技能教育施設(技能教育を受けている生徒に限る。)</li> <li>④ 保育所</li> <li>⑤ 中学校文化連盟、高等学校文化連盟</li> <li>⑥ 上記①から④の団体で構成された教育関係団体</li> </ul>
対象行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 対象団体が主催するもの</li> <li>イ 対象団体の代表者(学校長等)が利用の申込及び利用料金の減免の申請を行うもの</li> <li>ウ 学年若しくは学科又は部活動の部単位以上の規模で行うもの</li> <li>エ 実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないもの</li> <li>オ 鑑賞、視聴を目的とするものでないこと</li> <li>カ 学生等が文化芸術活動を実践する(出演者、制作者等として参加する。)もの又は学校(大学を除く。)における文化部活動のうち文化芸術を目的とするもので、次に該当するもの(対象行事に参加するための個人練習及び日々の部活動を除く。)</li> </ul>

芸 術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
その他の芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化・国民娯楽	茶道、華道、書道、囲碁、将棋

(5) 会館の愛称に係る施設命名権（ネーミングライツ）を取得した企業が各施設を利用する場合、会館の施設命名権（ネーミングライツ）を取得した企業が、会館を利用する場合には、全ての施設の利用料を1/2（10円未満切捨て）に減額する。

- 2 申込者から施設利用料等の減免の申請があった場合には、館長は、その可否を判断するため、団体概要書、事業に係る収支予算書及び事業計画書等の資料の提出を求めることができる。
- 3 第1項の規定に関わらず、利用当日において第10条第5項第1号及び第2号に掲げる変更をする場合の施設利用料等の減免は適用しないこととする。

[別表]

#### 1 施設利用料

##### (1) 梨花ホール利用料

区分	入場料等の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
平日	1,000円以下	34,150円	68,300円	74,700円	162,970円
	1,001円以上3,000円以下	44,390円	88,790円	97,110円	211,860円
	3,001円以上5,000円以下	54,640円	109,280円	119,530円	260,770円
	5,001円以上	68,300円	136,610円	149,410円	325,970円
休日	1,000円以下	40,980円	81,960円	89,640円	195,570円
	1,001円以上3,000円以下	53,270円	106,550円	116,540円	254,250円
	3,001円以上5,000円以下	65,570円	131,140円	143,430円	312,920円
	5,001円以上	81,960円	163,930円	179,290円	391,160円

備考

- 1 この表において「入場料等」とは、入場料、会費、受験料、受講料、参加料その他名称のいかんを問わず入場者から入場の対価として徴収されるもの及び施設を利用して行われる催し、会議等を映像、音声等により配信する場合において当該映像、音声等を視聴する者からその対価として徴収されるものをいう。
- 2 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 3 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。
- 4 1階席部分のみを利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の5分の4の

額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

(2) 梨花ホール利用料（4月及び5月において、専らピアノ練習のために利用する場合に限る。）

午 前	午 後
午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
8,530円	17,070円

(3) 小ホール利用料

区分	入場料等の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
平日	1,000円以下	5,970円	11,940円	13,050円	28,480円
	1,001円以上3,000円以下	7,760円	15,520円	16,970円	37,030円
	3,001円以上5,000円以下	9,550円	19,100円	20,890円	45,570円
	5,001円以上	11,940円	23,880円	26,110円	56,970円
休日	1,000円以下	7,160円	14,330円	15,670円	34,180円
	1,001円以上3,000円以下	9,310円	18,620円	20,360円	44,420円
	3,001円以上5,000円以下	11,460円	22,920円	25,070円	54,690円
	5,001円以上	14,330円	28,660円	31,340円	68,380円

備考

- この表において「入場料等」とは、入場料、会費、受験料、受講料、参加料その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるもの及び施設を利用して行われる催し、会議等を映像、音声等により配信する場合において当該映像、音声等を視聴する者からその対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する祝日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。

(4) 楽屋、楽屋事務室利用料

区分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
梨花ホール	第1楽屋	390円	800円	870円	1,890円
	第2楽屋	330円	680円	730円	1,600円
	第3楽屋	500円	1,010円	1,110円	2,410円
	第4楽屋	550円	1,110円	1,200円	2,630円
	第5楽屋	1,250円	2,510円	2,740円	5,980円
	第6楽屋	800円	1,610円	1,760円	3,830円

	第7楽屋	500円	1,010円	1,110円	2,410円
	第8楽屋	460円	930円	1,020円	2,210円
	楽屋事務室	250円	500円	550円	1,190円
小ホール	第9楽屋	610円	1,230円	1,340円	2,920円
	第10楽屋	720円	1,440円	1,580円	3,440円

(5) リハーサル室・練習室利用料

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで
リハーサル室	4,920円	9,850円	10,780円	23,500円
第1練習室	570円	1,150円	1,250円	2,730円
第2練習室	700円	1,400円	1,540円	3,340円
第3練習室	1,130円	2,260円	2,460円	5,380円
第4練習室	1,530円	3,070円	3,360円	7,320円

(6) フリースペース利用料

区分	単位	料金
他施設に付随 (営利を目的としない場合)	1日50平方メートルにつき (最大200平方メートル)	100円
他施設に付随 (営利を目的とする場合)	1日50平方メートルにつき (最大200平方メートル)	500円
単独利用 (営利を目的としない場合のみ)	1日50平方メートルにつき (最大200平方メートル)	100円

備考

- 1 利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
- 2 この表において「営利を目的とする場合」とは、法人、団体、個人等が物品の販売等の営業行為、商品説明、物品展示等により、何らかの利益を得ることを目的として利用することをいう。ただし、その場合であってもその内部のみを対象とする利用は非営利とする。以下、(7)～(10)の利用料にも適用する。

(7) ギャラリー利用料

区分	単位	料金
ホール以外その他施設に付随 (営利を目的としない場合)	1日250平方メートルにつき	500円
ホール以外その他施設に付随 (営利を目的とする場合)	1日250平方メートルにつき	2,500円
単独利用 (営利を目的としない場合のみ)	1日250平方メートルにつき	500円

備考 利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。

(8) 屋外スペース利用料

区 分	ブロック	貸出面積 (㎡)	非 営 利 (単独利用・他施設に付随)	営 利 (他施設に付随)
正面ケヤキ 並木ゾーン	A	120	120 円	600 円
	B	90	90 円	450 円
	C	90	90 円	450 円
正面玄関前	D	90	90 円	450 円
	E	20	20 円	100 円
	F	15	10 円	50 円
中庭側	G	80	80 円	400 円
	H	15	10 円	50 円
	I	60	60 円	300 円
	J	400	400 円	2,000 円

備考

- 1 非営利の場合 1 日 10 ㎡につき 10 円、営利目的の場合 1 日 10 ㎡につき 50 円とする。  
(10 円未満の端数は切り捨てるものとする。)
- 2 利用期間が 1 日未満であるとき、又は利用期間に 1 日未満の端数があるときは、1 日として計算する。
- 3 営利を目的とする場合の利用は、館内施設の利用に付随して利用する場合に限る。
- 4 屋外スペース内のブロック指定のない範囲については、館長が特に認める場合のみ、上記 1 の料金で利用可能とする。

(9) イベントホール（展示室）利用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで
イベントホール (展示室)	営利を目的としない場合	8,510 円	11,350 円	12,410 円	27,420 円
	営利を目的とする場合	17,030 円	22,710 円	24,850 円	54,900 円

備考

午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の 10 分の 9 の額（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。

(10) 会議室、会議準備室利用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで
第 1 会議室	非営利	13,360 円	17,820 円	15,590 円	46,770 円
	営利	26,720 円	35,640 円	31,180 円	93,540 円
第 2 会議室	非営利	6,500 円	8,660 円	7,580 円	22,740 円

	営利	13,000円	17,320円	15,160円	45,480円
第3会議室	非営利	6,830円	9,110円	7,970円	23,910円
	営利	13,660円	18,220円	15,940円	47,820円
第4会議室	非営利	3,230円	4,310円	3,770円	11,310円
	営利	6,460円	8,620円	7,540円	22,620円
第5会議室	非営利	1,510円	2,010円	1,760円	5,280円
	営利	3,020円	4,020円	3,520円	10,560円
第6会議室	非営利	1,390円	1,860円	1,620円	4,870円
	営利	2,780円	3,720円	3,240円	9,740円
第7会議室	非営利	890円	1,180円	1,030円	3,100円
	営利	1,780円	2,360円	2,060円	6,200円
第8会議室	非営利	790円	1,060円	930円	2,780円
	営利	1,580円	2,120円	1,860円	5,560円
会議準備室	非営利	380円	510円	440円	1,330円
	営利	760円	1,020円	880円	2,660円

備考

通常の開館時間以外の時間に利用する場合は、この表の利用料の額を1.2倍した) 額 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。) をもって時間外利用料とする。

(11) ホール又はイベントホール (展示室) を専ら練習又は準備のために利用する場合の利用料

施設名	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
梨花ホール	17,070円	34,150円	37,350円	81,480円
小ホール	2,980円	5,970円	6,520円	14,230円
イベントホール (展示室)	4,250円	5,670円	6,200円	13,700円

(12) 延長・時間外利用料

ア 梨花ホール、小ホール、楽屋、楽屋事務室、練習室、リハーサル室及びイベントホール（展示室）の延長・時間外利用料

区 分	利用料（1時間につき）
午前8時から午前9時まで及び 正午から午後1時まで	午前の利用料÷3×1.2 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
午後5時から午後6時まで	午後の利用料÷4×1.2 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
午前0時から午前8時まで及び 午後9時30分から午後12時まで	夜間の利用料÷3.5×1.2 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)

イ 会議室の延長・時間外利用料

区 分	利用料（1時間につき）
午前8時から午前9時まで	午前の利用料÷3×1.2 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
正午から午後1時まで	午前の利用料÷3 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
午後5時から午後6時まで	午後の利用料÷4 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
午前0時から午前8時まで及び 午後9時30分から午後12時まで	夜間の利用料÷3.5×1.2 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後9時30分まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 3 ホール又はイベントホール（展示室）を専ら練習又は準備のために利用する場合は、（1）、（3）及び（9）に定める利用料を午前の利用料、午後の利用料及び夜間の利用料とみなして、延長・時間外利用料を計算する。

2 設備利用料

(1) 梨花ホール

区 分		利 用 料	
種 別	設 備 名		
舞台設備	大迫り	1基1回につき	2,450円
	小迫り	1基1回につき	1,170円
	音響反射板	1基1回につき	5,760円
	オーケストラピット	1基1回につき	6,290円
	紗幕（白・グレー・黒）	1枚1回につき	1,170円
	紅白幕（天竺幕）	1枚1回につき	1,050円
	浅葱幕（天竺幕）	1枚1回につき	1,170円
	舞台所作台	1セット1回につき	7,570円

	花道所作台	1セット1回につき	1,810円
	松竹羽目	1セット1回につき	2,660円
	毛せん(赤ネル地)	1枚1回につき	310円
	長座布団	1枚1回につき	200円
	平台	1枚1回につき	200円
	上敷ござ	1枚1回につき	310円
	金屏風	1双1回につき	1,590円
	銀屏風	1双1回につき	1,590円
	鳥の子屏風	1双1回につき	1,590円
	地かすり	1枚1回につき	1,590円
	鳥屋囲	1セット1回につき	1,050円
	バレエ用シート	1枚1回につき	950円
	雪かご	1台1回につき	310円
	開き足	1脚1回につき	100円
	演台(大)	1卓1回につき	630円
	演台(小)	1卓1回につき	410円
	演台(司会者用)	1卓1回につき	200円
	指揮者台(譜面台含)	1台1回につき	310円
	譜面台(楽団員用)	1台1回につき	100円
	仮設能舞台(梨花ホール仕様)	1セット1回につき	21,520円
楽器	ピアノ(スタインウェイ)	1台1回につき	10,670円
	ピアノ(ベーゼンドルファー)	1台1回につき	10,670円
	大太鼓(和太鼓)	1台1回につき	740円
	ティンパニー	1セット1回につき	3,140円
	マリンバ	1台1回につき	1,150円
	コンサートバスドラム	1台1回につき	560円
音響設備器具	拡声装置	1セット1回につき	3,720円
	ステージスピーカー	1台1回につき	1,170円
	ハードディスクレコーディングシステム	1セット1回につき	1,050円
	マスターレコーダー	1台1回につき	1,050円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	マルチメディアプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	ステージモニタースピーカー	1台1回につき	1,170円
	ステージモニタースピーカー (アンプ内蔵型)	1台1回につき	1,380円
	三点吊りマイク装置	1セット1回につき	1,050円
	一点吊りマイク装置	1セット1回につき	530円
	マイク(コンデンサ型)	1本1回につき	950円
	マイク(ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク(ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク(ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド(床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド(卓上型)	1本1回につき	200円
	ブームスタンド	1本1回につき	200円
	舞台袖簡易調整卓	1セット1回につき	1,270円

	ポータブルミキサー	1セット1回につき	1,270円
照明設備	フットライト	1セット1回につき	840円
	花道フットライト	1セット1回につき	410円
	ローアホリゾンライト	1セット1回につき	1,380円
	ボーダーライト	1列1回につき	1,170円
	サスペンションスポットライト	1列1回につき	840円
	中アッパーホリゾンライト	1セット1回につき	1,700円
	アッパーホリゾンライト	1セット1回につき	2,770円
	客席サスペンションスポットライト	1列1回につき	840円
	プロセニアムスポットライト	1列1回につき	1,050円
	ポータルタワースポットライト	1セット1回につき	1,050円
	トーメンタルスポットライト	1セット1回につき	310円
	トーメンタルタワーライト	1基1回につき	310円
	フロントサイドスポットライト	1列1回につき	840円
	第1シーリングスポットライト	1列1回につき	1,380円
	第2シーリングスポットライト	1列1回につき	1,380円
	クセノンピンスポットライト (2キロワット)	1台1回につき	2,120円
	ムービングライトフロント用	1台1回につき	1,590円
	ムービングライトシーリング用	1台1回につき	1,170円
	音響反射板ライト	1セット1回につき	2,660円
	コンダクタースポットライト	1台1回につき	310円
	クセノンピンスポットライト (3キロワット)	1台1回につき	2,660円
	調光操作卓	1セット1回につき	3,720円
	サブ調光操作装置	1セット1回につき	1,050円
	移動用効果器具・効果用照明器具	スポットライト (500ワット)	1台1回につき
スポットライト (1キロワット)		1台1回につき	310円
LEDスポットライト		1台1回につき	310円
エフェクトスポットライト (1キロワット)		1台1回につき	410円
エフェクトスポットライト (2キロワット)		1台1回につき	740円
ミラーボール (φ450, 600)		1台1回につき	840円
マルチストロボ (300ワット)		1台1回につき	950円
スモークマシン		1台1回につき	950円
コンセプトマシン		1台1回につき	950円
ドライアイスマシン		1台1回につき	950円
ファイヤーマシン		1台1回につき	950円
オーロラマシン		1台1回につき	950円
波エフェクト		1台1回につき	950円
レインボウマシン		1台1回につき	950円
カラーフェーダー		1台1回につき	310円
ストリップライト (100ワット, 12灯, 2回路)		1台1回につき	310円
ストリップライト		1台1回につき	200円

	(100ワット, 4灯, 2回路)		
その他	舞台用テーブル	1脚1回につき	100円
	舞台用イス	1脚1回につき	100円
	入浴設備	1室1回につき	1,170円
	テレビ中継設備	1セット1回につき	9,930円
	持込電気機器	1キロワットにつき	200円
	映写機(35・16ミリ兼用)	1台1回につき	8,960円
	ハイビジョンビデオプロジェクター	1セット1回につき	6,390円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1セット1回につき	1,910円
	映像伝送システム	1セット1回につき	2,610円
	ミニDVカメラレコーダー	1台1回につき	940円
	DVDレコーダー	1台1回につき	1,050円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で梨花ホール以外の施設でも利用できるものとする。

(2) 小ホール

種別	区分		利用料
	設備名		
舞台設備	平台	1枚1回につき	200円
	演台(大)	1卓1回につき	630円
	演台(小)	1卓1回につき	410円
	演台(司会者用)	1卓1回につき	200円
	指揮者台(譜面台含)	1台1回につき	310円
	譜面台(楽団員用)	1台1回につき	100円
	仮設能舞台(小ホール仕様)	1セット1回につき	17,730円
楽器	ピアノ(スタインウェイ)	1台1回につき	10,670円
	ピアノ(ヤマハCFⅢ-S)	1台1回につき	5,550円
	エレクトーン(ヤマハEL-90)	1台1回につき	5,010円
音響設備器具	拡声装置	1セット1回につき	2,770円
	マスターレコーダー	1台1回につき	1,050円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	マルチメディアプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	ステージモニタースピーカー	1台1回につき	1,170円
	ステージモニタースピーカー(アンプ内蔵型)	1台1回につき	1,380円
	三点吊りマイク装置	1セット1回につき	1,050円
	マイク(コンデンサ型)	1本1回につき	950円
	マイク(ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク(ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク(ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド(床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド(卓上型)	1本1回につき	200円

	ブームスタンド	1本1回につき	200円
	舞台袖簡易調整卓	1セット1回につき	1,270円
	ポータブルミキサー	1セット1回につき	1,170円
照明設備	ローアホリゾントライト	1セット1回につき	1,170円
	ボーダーライト	1列1回につき	840円
	サスペンションスポットライト	1列1回につき	410円
	アッパーホリゾントライト	1セット1回につき	1,590円
	投光ギャラリースポットライト	1列1回につき	410円
	センターピンスポットライト	1台1回につき	1,170円
	調光操作装置	1セット1回につき	3,720円
移動用効果器具・効果用照明器具	スポットライト (500ワット)	1台1回につき	200円
	スポットライト (1キロワット)	1台1回につき	310円
	LEDスポットライト	1台1回につき	310円
	エフェクトスポットライト (1キロワット)	1台1回につき	410円
移動用効果器具・効果用照明器具	エフェクトスポットライト (2キロワット)	1台1回につき	740円
	ミラーボール (φ450, 600)	1台1回につき	840円
	マルチストロボ (300ワット)	1台1回につき	950円
	スモークマシン	1台1回につき	950円
	コンセプトマシン	1台1回につき	950円
	ドライアイスマシン	1台1回につき	950円
	ファイヤーマシン	1台1回につき	950円
	オーロラマシン	1台1回につき	950円
	波エフェクト	1台1回につき	950円
	レインボウマシン	1台1回につき	950円
カラーフェーダー	1台1回につき	310円	
その他	舞台用テーブル	1脚1回につき	100円
	舞台用イス	1脚1回につき	100円
	入浴設備	1室1回につき	1,170円
	持込電気機器	1キロワットにつき	200円
	ビデオモニター	1台1回につき	410円
	ビデオデッキ	1台1回につき	410円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で小ホール以外の施設でも利用できるものとする。

(3) リハーサル室、練習室、イベントホール（展示室）及び会議室

利 用 料		利 用 料	
施 設	設 備 名		
リハーサル室	ピアノ (ヤマハC7E)	1台1回につき	3,310円
	バレエ用シート	1枚1回につき	630円

	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	CDプレーヤー/カセットデッキ (一体型)	1台1回につき	1,050円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
第1練習室	ピアノ (ヤマハG2E)	1台1回につき	1,590円
第2練習室	ピアノ (ヤマハC3E)	1台1回につき	1,700円
イベントホール (展示室)	展示パネル	1台1回につき	200円
第1会議室	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	CDプレーヤー/カセットデッキ (一体型)	1台1回につき	1,050円
第2会議室	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
第3会議室	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	小型ディスプレイ (13.3型)	1式1回につき	1,910円
第4会議室	拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク1本)	1セット1回につき	1,480円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
第5会議室	拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク1本)	1セット1回につき	1,480円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
第7会議室	釜	1個1回につき	100円

その他	譜面台（楽団員用）	1台1回につき	100円
	ビデオデッキ（VHS）	1台1回につき	410円
	持込電気機器	1キロワット1回につき	200円
	移動式スクリーン	1枚1回につき	410円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	拡声装置 （ワイヤレスアンプ・マイク1本）	1セット1回につき	1,480円
	フリーパネル（※営利を目的として 利用する場合に限る。）	1枚1回につき	100円
	MDレコーダー	1台1回につき	1,050円
	DVDレコーダー	1台1回につき	1,050円
	液晶ディスプレイ（42型）	1台1回につき	410円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	非接触型検温器	1台1回につき	150円
	表面温度計測サーモグラフィ ハンディカメラ及び三脚	1台1回につき	400円
	動画制作・Web配信用機器 （4Kカメラ、360°カメラ、ライブ プロダクションスイッチャー、ハブ・ ケーブル類）一式	1セット1回につき	1,890円

#### 備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で設置している施設以外の施設でも利用できるものとする。

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年3月26日鳥取県条例第2号）に基づく利用料金等の承認年月日

令和4年3月23日

#### 附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以後に県民文化会館の施設を利用する場合において、この規程の施行日以前に利用申込を受け付けたものについては、この規程の施行日以前の規程に基づき算出した施設利用料金等とこの規程に基づく施設利用料金等を比較し、より低額なものを施設利用料金等とすることができる。

#### 附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年3月12日から施行し、令和2年2月26日から適用する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年6月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

1 この規程は、令和4年4月1日から適用する。

2 この規程の施行日以後に鳥取県立県民文化会館の施設を利用する場合において、この規程の施行日以前に利用申込を受け付けたものについては、この規程の施行日以前の規程に基づき算出した利用料金を適用する。

附則

この規程は、令和4年8月19日から適用する。

附則

この規程は、令和5年3月13日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から適用する。